

特許権	判決年月日	平成30年9月19日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10171号		
○ 発明の名称を「選択された炭酸ランタン水和物を含有する医薬組成物」とする発明についての特許に係る特許無効審判請求を不成立とした審決について、相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例				

(事件類型) 審決(無効不成立)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 無効2016-800111号, 特許第3224544号

判 決 要 旨

1 本件は、原告が、発明の名称を「選択された炭酸ランタン水和物を含有する医薬組成物」とする発明に係る被告の特許について特許無効審判を請求したところ、特許庁が、原告主張の無効理由はいずれも理由がないとして、請求不成立審決をしたため、その取消しを求めた事案である。

2 本判決は、甲1(特開昭62-145024号公報)を主引例とする進歩性欠如の無効理由は理由がないとした本件審決の判断について、要旨次のとおり判断し、本件発明と甲1記載の発明(高リン血症を治療又は予防するためのリン酸イオンの固定化剤であって、炭酸ランタン1水和物を含むもの。以下「甲1発明」という。)との相違点の容易想到性の判断に誤りがあるとして、本件審決を取り消した。

本件審決は、甲1発明において、水和水の数が異なる炭酸ランタンを用いる動機付けは見いだせないから、本件発明と甲1発明との相違点1(本件発明では、炭酸ランタンの水和水(水分子)の数が3~6であるのに対し、甲1発明では水和水の数が1である点。)は当業者が容易に想到し得たものとはいえない旨判断した。

しかしながら、本件出願の優先日当時、①乾燥温度等の乾燥条件の調節により、水和水の数の異なる炭酸ランタン水和物を得ることができること、②水和水として存在する医薬においては、水和水の数の違いが、薬物の溶解度、溶解速度及び生物学的利用率、製剤の化学的安定性及び物理的安定性に影響を及ぼし得ることから、医薬の開発中に、検討中の化合物が水和水を形成するかどうかを調査し、水和水の存在が確認された場合には、無水物や同じ化合物の水和水の数の異なる別の水和水と比較し、最適なものを調製することは、技術常識又は周知であったことに照らすと、甲1に接した当業者においては、甲1発明について、リン酸イオン除去率がより高く、溶解度、溶解速度、化学的安定性及び物理的安定性に優

れたリン酸イオンの固定化剤を求めて、水和水の数の異なる炭酸ランタン水合物の調製を試みる動機付けがあるものと認められる。

そして、当業者は、乾燥温度等の乾燥条件を調節することなどにより、甲1発明を、相違点1に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものと認められる。

また、本件発明は、相違点1に係る構成を備えることによって当業者が予想し得ない顕著な効果を有するものと認められない。

したがって、相違点1は当業者が容易に想到し得たものではないとして、甲1を主引例とする進歩性欠如の無効理由は理由がないとした本件審決の判断は、誤りである。